令和7年度「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。

このコースでは、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主 (以下「構成事業主」といいます) の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き 上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。

業界の活性化のためにも、ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

事業主 団体など の課題

の活用

構成事業主へ「働き方 改革」の取組について 周知したい!

助成金

労務管理などに関す るセミナーを開催

取組の 結果



- ・36協定の作成の手順 や、労働時間管理の方 法などを教示
- ・セミナー後にも相談 窓口を設置し、構成事 業主の取り組みを支援
- ・セミナー資料を会報 誌に掲載して、全ての 構成事業主に周知

構成事業主の職場で の、業務の効率化を 推進したい!

外部専門家による巡 回指導や、好事例の 収集・紹介を実施



・外部専門家に よる巡回指導 によって、 個々の企業の 業務の見直し

上記で得られた改善 結果や好事例をとりま とめ、その内容を他の 構成事業主に周知した ことにより、同様の例 を横展開

を図る

構成事業主も悩んで いる人手不足を解消 したい!



人材確保に向けた取り 組み、外部専門家によ る巡回指導を実施





- 構成事業主の求人募 集を事業主団体などが とりまとめて募集
- ・併せて外部専門家に よる巡回指導を行って、 募集企業の職場環境を 改善
- 複数の構成事業主で 新たな労働者を確保

中小企業における労働時間などの設定改善推進に向けて、環境を整備!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する 都道府県労働局(雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している 「申請マニュアル」や「申請様式」は、 こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も 可能です。詳しくはこちら (https://www.jgrantsportal.go.jp/)



団体推進コースの助成内容

主業事象技

以下のいずれかに該当する事業主団体など (※1)です。

- ① 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動 実績がある事業主団体
 - ア 法律で規定する団体(事業協同組合、事 業協同小組合、信用協同組合、協同組合連 合会、企業組合、協業組合、商工組合、商 工組合連合会、都道府県中小企業団体中央 会、全国中小企業団体中央会、商店街振興 組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、 商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人 および一般財団法人)、鹿児島県及び沖縄 県における砂糖を製造する事業に関連する 団体
 - イ 上記以外の事業主団体(一定の要件有)
- ② 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動 実績がある共同事業主

共同する全ての事業主の合意に基づく協定 書を締結しているなどの要件を満たすこと。

(※1) 事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事 業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成 事業主全体の2分の1を超える必要があります。 中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満 たす中小企業になります。

| 業種 | A 資本または出資額 | B 常時使用する労働者 |
|-----------------|---------------|----------------|
| 小売業 (飲食店を含む) | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業(※2) | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1 億円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 | 3 億円以下 | 300人以下 |

(※2) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、 介護老人保健施設、介護医療院については常時使用す る労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主 に該当します。

助成対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施すること~

- ① 市場調査の事業
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ③ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減 実験(労働費用を除く)の事業
- ④ 下請取引適正化への理解促進など、労働時 間などの設定の改善に向けた取引先との調 整の事業
- ⑤ 販路の拡大などの実現を図るための展示会 開催および出展の事業
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
- ⑦ セミナー(※3)の開催などの事業
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置などの事業
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増 進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取り組みの事業

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実 施してください。

助成対象となる取り組み内容について、事業 主団体などが事業実施計画で定める時間外労働 の削減または賃金引上げに向けた改善事業の取 組を行い、構成事業主の2分の1以上に対して その取組または取組結果を活用すること。

助成上限額と助成額

上記「成果目標」を達成した場合に、助成対象と なる取組の実施に要した経費を助成します。

【**助成額最大500万円**】(※5)

以下のいずれか低い方の額

① 対象経費の合計額

- ② 総事業費から収入額(※4) を控除した額
- ③ 上限額(※5)
- (※4) 例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生 する場合などが該当します。
- (※5) 上限額は以下のとおりです。

助成額

- ① 原則、上限額は500万円
- ② 都道府県単位または複数の都道府県単位で構 成する事業主団体など(傘下企業が10者以上)に 該当する場合の上限額は1,000万円

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環 境・均等部(室)に提出(締切:11月28日 (金))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

(事業実施は、今和8年2月13日(金)まで)

労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が終了した 日から起算して30日後の日または令和8年2月 27日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月 (※3) 勤務間インターバル制度に関する事項を含みます。 28日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。